

## 長期優良住宅建築等計画の認定に係る手数料（令和4年10月1日～）

## 【新築の場合】

（単位：円）

床面積（㎡）	認定申請手数料		変更認定申請手数料		譲受人決定の 変更認定申請 手数料	地位承継承認 申請手数料
	長期使用構造 等適合計画の 場合（※1）	その他の場合	基本額	加算額 長期使用構造 等審査（※2）		
0 超 ～ 200 以内	16,000	55,000	9,100	38,000	16,000	16,000
200 超 ～ 500 以内	28,000	126,000	17,000	98,000	28,000	
500 超 ～ 1,000 以内	47,000	203,000	30,000	156,000	47,000	
1,000 超 ～ 3,000 以内	90,000	411,000	55,000	320,000	90,000	
3,000 超 ～ 5,000 以内	133,000	720,000	86,000	587,000	133,000	
5,000 超 ～ 10,000 以内	193,000	1,224,000	135,000	1,031,000	193,000	
10,000 超 ～ 20,000 以内	326,000	2,260,000	221,000	1,934,000	326,000	
20,000 超 ～ 30,000 以内	405,000	3,216,000	265,000	2,811,000	405,000	
30,000 超 ～	485,000	3,961,000	310,000	3,477,000	485,000	

## 【増築若しくは改築又は既存（建築行為なし）の場合】

（単位：円）

床面積（㎡）	認定申請手数料		変更認定申請手数料		譲受人決定の 変更認定申請 手数料	地位承継承認 申請手数料
	長期使用構造 等適合計画の 場合（※1）	その他の場合	基本額	加算額 長期使用構造 等審査（※2）		
0 超 ～ 200 以内	21,000	72,000	11,000	51,000	16,000	16,000
200 超 ～ 500 以内	37,000	168,000	21,000	131,000	28,000	
500 超 ～ 1,000 以内	61,000	269,000	38,000	208,000	47,000	
1,000 超 ～ 3,000 以内	114,000	542,000	67,000	428,000	90,000	
3,000 超 ～ 5,000 以内	171,000	955,000	109,000	784,000	133,000	
5,000 超 ～ 10,000 以内	251,000	1,628,000	173,000	1,377,000	193,000	
10,000 超 ～ 20,000 以内	425,000	3,008,000	285,000	2,583,000	326,000	
20,000 超 ～ 30,000 以内	530,000	4,284,000	343,000	3,754,000	405,000	
30,000 超 ～	627,000	5,270,000	393,000	4,644,000	485,000	

※1 長期使用構造等適合計画とは、登録住宅性能評価機関により長期使用構造等であると認められた計画で、その旨が記載された「確認書」（品確法第6条の2第3項）又は「設計住宅性能評価書」（品確法第6条第1項）があるもの。

※2 長期使用構造等の審査が必要な場合（「確認書」又は「設計住宅性能評価書」があるものを除く。）、基本額に加算します。

※ 変更認定申請における床面積は、変更に係る部分の床面積とします。

※ 併せて建築基準関係規定適合審査を行う場合は、別途定める建築確認申請手数料を加算します。

（注意）令和4年10月1日までに申請されたものについては、従前の規定により徴収します。